

## 令和2年度「いじめ・不登校・発達障害等相談」実施要項

- 1 目的** 長崎県教育センター（以下「センター」という。）は、不登校や発達障害等、特別な配慮を必要とする子どもについて、相談者の必要に応じた教育相談を実施し、子どもの学習や生活を支援する。
- 2 相談内容**
- (1) いじめ・不登校に関すること
  - (2) 発達障害に関すること
  - (3) その他、子どもの学習や生活に関すること
- 3 対象者** 国・公・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・義務教育・高等・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒及びその保護者・教職員
- 4 相談形態**
- (1) 学校訪問型相談（従来の巡回教育相談の改善型）  
なお、対象者は、3 対象者のうち、公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に在籍する児童生徒及びその保護者・教職員とする。
    - ・センター所員が、学校に出向いて相談を行う。
    - ・子どもの支援の在り方の一助として、発達検査を行うこともできる。（5 方法（1）－⑦参照）
  - (2) 来所型相談
    - ・相談者が、センターに来所して相談を行う。
    - ・公認心理師等による相談を行うこともできる。
    - ・子どもの支援の在り方の一助として、発達検査を行うこともできる。（5 方法（2）－⑦参照）
  - (3) 関係機関と連携した訪問支援
    - ・センターの判断により、センター所員や長崎大学等の専門機関が相談を行う。
    - ・子どもの支援の在り方の一助として、長崎大学において発達検査を行うこともできる。（5 方法（3）－⑥参照）

### 【適用】

- しま地区5市町（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町及び小値賀町）については、原則として学校訪問型相談、関係機関と連携した訪問支援を実施する。
- しま地区5市町以外の地域については、原則として来所型相談を実施し、必要に応じて学校訪問型相談、関係機関と連携した訪問支援を実施する。

## 5 方 法

### (1) 学校訪問型相談について

#### ① 相談場所

- 相談を依頼した各学校

#### ② 申込期間

- しま地区5市町(対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町及び小値賀町)については、年2回の実施とする。
  - ・第1期【受付】5月第3週目まで  
【実施】6月中旬～7月中旬
  - ・第2期【受付】9月第3週目まで  
【実施】10月中旬～12月中旬
- 上記しま地区5市町以外の県内地域については、随時受付とし、必要に応じて実施する。

#### ③ 申込方法

- 電話により相談を依頼する。  
(「窓口」TEL:0957-53-1130)
- 相談依頼校が「申込票(学校用・保護者用)」を提出する。  
<様式1、2>  
※公立小・中・義務教育学校の場合、関係市町教育委員会を通して提出する。
- 電話による決定の連絡の後、訪問の日程調整を行う。

#### ④ 相談員

- センター所員

#### ⑤ 実施方法

- センター所員が相談依頼校を訪問し、対象児童生徒の生活や学習の様子を観察し、支援について具体的に助言する。

#### ⑥ 相談の進め方

- 授業参観、相談等を含めて原則半日程度とする。
- 対象児童生徒の在籍する学校の関係教職員は、原則として面談に参加し、可能な限り関係市町教育委員会と情報共有を行う。

#### ⑦ その他

- 発達検査については、原則、初回での実施はしない。2回目以降必要と認められた場合に実施し、検査依頼校が「発達検査依頼」を提出する。<様式3>
- 相談者のプライバシーや人権の保護には十分に留意する。  
※公立小・中・義務教育学校の場合は、関係市町教育委員会とも情報共有する。
- 相談実施後、各学校は、利用報告書を提出する。<様式4>

(2) 来所型相談について

① 相談場所

- 長崎県教育センター  
〒856-0834 大村市玖島1丁目24-2

② 申込期間

- 随時

③ 申込方法

- 電話により相談を依頼する。  
(「窓口」TEL:0957-53-1130)
- 電話による決定の連絡、確認をする。(申込票の提出の必要は無し)

④ 相談員

- センター所員または公認心理師等相談員

⑤ 実施方法

- センター所員または公認心理師等相談員が、対象幼児児童生徒の生活や学習の様子を聞き取り、支援について具体的に助言する。

⑥ 相談の進め方

- 10:00~16:00の間の90分(平日のみ)

⑦ その他

- 発達検査については、原則、初回での実施はしない。2回目以降必要と認められた場合に実施する。
- 相談実施後、必要に応じて、対象幼児児童生徒在籍校(園)と情報共有を行う。  
※公立小・中・義務教育学校の場合は、関係市町教育委員会とも情報共有する。

(3) 関係機関と連携した訪問支援について

① 相談場所

- 相談を依頼した各学校（園）

② 申込期間

- しま地区5市町（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町及び小値賀町）については、年2回の実施とする。
  - ・第1期【受付】5月第3週目まで  
【実施】6月中旬～7月中旬
  - ・第2期【受付】9月第3週目まで  
【実施】10月中旬～12月中旬
- 上記しま地区5市町以外の県内地域については、随時受付とし、必要に応じて実施する。

③ 申込方法

- 電話により相談を依頼する。  
（「窓口」TEL：0957-53-1130）
- 相談依頼校が「申込票（学校用・保護者用）」を提出する。  
<様式1、2>  
※公立小・中・義務教育学校の場合、関係市町教育委員会を通して提出する。
- 電話による決定の連絡後、訪問の日程調整を行う。

④ 実施方法

- 相談者のニーズに応じた高度で専門的な対応機関職員が相談を依頼した各学校（園）を訪問し、対象幼児児童生徒の生活や学習の様子を観察し、支援について具体的に助言する。

⑤ 対応機関

- 長崎大学子どもの心の医療・教育センター
- 長崎大学地域教育総合支援センター教育臨床支援部門
- センター

⑥ その他

- 発達検査については、実施はしない。ただし、長崎大学が対応する場合においては、この限りではない。
- 相談者のプライバシーや人権の保護には十分に留意する。  
※公立小・中・義務教育学校の場合は、関係市町教育委員会とも情報共有する。
- 相談実施後、各学校（園）は、利用報告書を提出する。<様式4>

長崎大学の相談支援内容等については、長崎大学 HP をご覧ください。

- 長崎大学 子どもの心の医療・教育センター  
<http://www.cme.nagasaki-u.ac.jp/>
- 長崎大学 地域教育総合支援センター教育臨床支援部門  
<http://www.chiikiedc.nagasaki-u.ac.jp/>